

第 18 期 事 業 年 度

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

事 業 報 告 書

独 立 行 政 法 人 造 幣 局

法人番号 6120005008509

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 令和2年度のトピックス	3
3. 法人の目的、業務内容	4
(1) 法人の目的	4
(2) 業務内容	4
4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	5
(1) 貨幣製造事業	5
(2) その他の事業	6
5. 年度目標	7
6. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	9
7. 事業計画	10
8. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	14
(1) ガバナンスの状況	14
(2) 役員等の状況	15
(3) 職員の状況	16
(4) 重要な施設等の整備等の状況	16
(5) 純資産の状況	16
(6) 財源の状況	17
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	17
(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）	18
9. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	24
(1) リスク管理の状況	24
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	25
(3) その他	28
10. 業績の適正な評価の前提情報	29
11. 業務の成果と使用した資源との対比	31
(1) 自己評価	31
(2) 主務大臣による過年度の総合評定の状況	33
12. 予算と決算との対比	34
13. 財務諸表	35
14. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	38
(1) 各財務諸表の概要	38
(2) 事業の経過及び成果	39

15. 内部統制の運用に関する情報	42
16. 法人の基本情報	44
(1) 沿革	44
(2) 設立に係る根拠法	44
(3) 主務大臣	44
(4) 組織図	44
(5) 造幣局の所在地	45
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	45
(7) 主要な財務データの経年比較	46
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	47
17. 参考情報	50
(1) 財務諸表の科目の説明	50
(2) その他公表資料等との関係の説明	52

1. 法人の長によるメッセージ

造幣局は、明治4年（1871年）に、近代国家にふさわしい貨幣制度の確立を担う貨幣製造工場として、大阪の地に設立されました。

以来150年にわたり国民生活において不可欠な貨幣を安定的かつ確実に製造・供給して日本の経済発展を支えてきました。

また、国家的な記念事業としての記念貨幣の製造や貨幣セットの販売、さらには国家・社会への功績を称えるのにふさわしい重厚で品格のある勲章・褒章等の金属工芸品の製造も行ってきました。



独立行政法人造幣局
理事長 山名 規雄

造幣局では、平成15年（2003年）の独立行政法人化を契機に、「信頼と挑戦」を行動指針として決めました。

平成27年度（2015年度）からは行政執行法人として事業計画を確実に執行し、独立行政法人制度の基本である「質の高い行政サービス」、「透明で効率的な業務運営」、「健全な財務内容」の実現を目指す上で、この「信頼と挑戦」の精神で事業に取り組んでおります。

造幣局の「信頼」の源は、長年培ってきた「匠の技」といえる高度な技術力であると考えております。その技術力による純正画一で高い偽造防止技術を搭載した貨幣や、精巧で美しい勲章等の金属工芸品を国民の皆様にご提供することが、造幣局の「信頼」の確保につながりますので、職員の技術力の維持・向上と若手職員への技術の伝承に力を入れております。

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、工場見学の休止、博物館の休館、桜の通り抜けや花のまわりみちをはじめとする各種イベントの開催の中止や、テレワークの実施による出勤制限等の措置を講じる中において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が1年延期されたことに伴い、同大会記念貨幣の一部について販売を延期することになりましたが、感染症対策の徹底を図りつつ、国民生活に支障を来さないよう事業を進めてまいりました。

令和3年度（2021年度）以降は、新型コロナウイルス感染症対策により大きく変化する経営環境に確実に対処していくとともに、令和3年（2021年）11月を目途に発行（日本銀行から金融機関への支払い）される予定の新しい500円貨幣の製造を確実に進めてまいります。

造幣局といたしましては、国民の皆様の信頼に応え、貨幣製造等の公共的な使命を確実に果たし、最も成功した独立行政法人になるとともに、世界最高レベルの技術力を有し世界の造幣技術の発展に積極的に貢献できるよう、今後とも積極的に取り組んでまいります。

造幣局創業150周年記念ロゴマーク～令和3年に創業150周年を迎えます～



造幣局150周年の文字をメインに、創業当時の造幣局の貨幣鑄造場正面と製造されてきた貨幣、サクラと水の流れをデザインしています。サクラは造幣寮創業当時から大川沿いに植えられていたものであり大阪の春の風物詩となっています。

2. 令和2年度のトピックス

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による経営環境の変化への対応が求められましたが、「感染症に係る事業継続計画」を策定した上で感染症対策の徹底を図りつつ事業を継続することにより、財務大臣の定める貨幣製造計画をはじめとする全ての製造計画を達成しました。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令された令和2年（2020年）4月及び5月においては、貨幣の製造等について、国民生活に支障を来さないよう感染症対策の徹底を図りつつ人数を縮小した上で業務を継続するとともに、製造を支えるバックオフィスについては、可能な限りの在宅勤務を実施することにより、全体の出勤者を5割以下にして業務を行いました。

また、緊急事態宣言等が発令されていない期間においても、感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、三つの密の回避等により職場環境に万全を期すとともに、在宅勤務等を実施するなど感染症対策を徹底した上で業務を行いました。

こうした中、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣（第四次発行分）の引換開始時期が令和2年（2020年）7月から同年11月に延期されたことに伴い、同大会記念貨幣（第一次発行分～第四次発行分）を組み込んだコンプリートセットの一部について、受付開始時期を延期することとなりましたが、全ての記念貨幣を確実に販売しました。

(2) 人材育成の強化に係る取組

造幣局が担う貨幣の製造等の業務は、経済活動や国民生活の基本インフラストラクチャーに不可欠な構成要素であり、当該業務を確実に遂行するとともに持続的に発展していくために人材育成が極めて重要であることから、「人材育成方針」を策定することとし、当事業年度においては「一般職・研究職に係る人材育成方針」を策定しました。

3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

(独立行政法人造幣局法(以下「造幣局法」とする。)第3条)

造幣局は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的としています。

このほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造並びに貴金属の品位の証明等であって、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的としています。

(2) 業務内容

(造幣局法第11条)

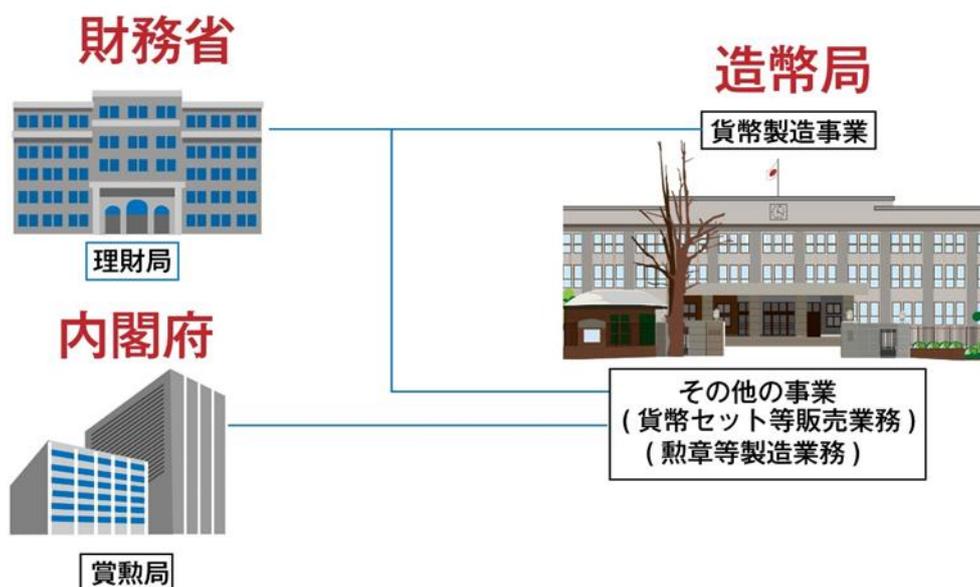
造幣局は、造幣局法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと
- ② 貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと
- ③ 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと
- ④ 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと
- ⑤ 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと
- ⑥ 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと
- ⑦ ①から⑥までの業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと
- ⑧ ①から⑦までの業務に附随する業務を行うこと
- ⑨ ①から⑧までの業務のほか、当該各業務の遂行に支障のない範囲内で、
 - ・外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの(以下「外国政府等」という。)の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと
 - ・上記業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと

4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

造幣局は、造幣局法第11条において、貨幣の製造・販売、勲章等の製造、貴金属の品位証明等の業務を行うことが規定されています。

これらの業務は、一定の事業等のまとめりとして、貨幣製造事業とその他の事業に区分されており、国の政策目標等と両事業における主な業務との関係は以下のとおりです。



(1) 貨幣製造事業

造幣局は、財務大臣が指示する製造計画に従って貨幣の製造を行っています。令和2年度の財務省の政策の目標のうち、貨幣製造に係る財務省の総合目標及び政策目標並びに造幣局の業務との関係については、以下のとおりです。

総合目標4（抜粋）	政策目標4-1（抜粋）	造幣局の業務
通貨・金融システム 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対	通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 政策4-1-1 通貨の円滑な供給 政策4-1-2 偽造通貨対策の推進 政策4-1-3	<ul style="list-style-type: none"> ・貨幣の製造、販売及び鋳つぶし ・貨幣回収準備資金に属する地金の保管 ・貨幣に対する国民の信

する信頼の維持に貢献する。	<p>国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 政策4-1-4 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 政策4-1-5 通貨への関心の向上</p>	<p>頼を維持するために必要な情報の提供 ・前業務に関する調査、試験、研究又は開発</p>
---------------	--	---

(2) その他の事業

造幣局では、①販売用貨幣の製造・販売、②勲章及び褒章の製造、③公共上の見地から必要な金属工芸品の製造・販売、④貴金属の品位証明等を行っています。

令和2年度の財務省の政策の目標のうち、①に係る財務省の総合目標及び政策目標並びに造幣局の業務との関係について、また、②に係る内閣府の事業及び造幣局の業務との関係については、以下のとおりです。

<p>【財務省】 総合目標4（抜粋） 通貨・金融システム</p> <p>通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。</p>	<p>【財務省】 政策目標4-1（抜粋） 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止</p> <p>政策4-1-3 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行</p>	<p>《造幣局の業務》</p> <p>・貨幣の製造、販売及び鋳つぶし ・勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造 ・公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売 ・貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉍物の分析 ・前業務に関する調査、試験、研究又は開発</p>
<p>【内閣府】 内閣府設置法（平成11年法律第89号）（抜粋） （所掌事務） 第4条第3項第28号 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。</p>		

5. 年度目標

貨幣は、経済取引の基礎をなし、国民生活に不可欠なものであります。造幣局は、造幣局法において、通貨制度の安定に寄与することを目的として、財務大臣が指示する製造計画に従った貨幣の製造及び販売用貨幣の販売等を行うこととされており、通貨行政の執行機関として位置付けられています。また、同法において、勲章及び褒章、公共上の見地から必要な金属工芸品の製造、貴金属の品位証明等を行う機関として位置付けられています。

近年、経済活動の国際化も一層進展する中、デジタル技術等が著しく進化することにより、我が国通貨の偽造防止を巡る環境は厳しさを増しており、通貨に対する信頼を維持するための政策は一層重要となっています。このような中、財務省は平成31年4月、偽造抵抗力強化の観点から、世界最高水準の偽造防止技術を搭載した新しい500円貨幣を、令和3年度上期を目途として発行（日本銀行から金融機関への支払い）すること（以下「改鑄」という。）を公表したところであり^(注)、造幣局は、通貨当局（財務省理財局をいう。以下同じ。）と緊密に連携しながら、改鑄の円滑な実施に向けた取組を確実に推進すると同時に、引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下で貨幣を確実に製造することが求められます。

（注）新しい500円貨幣の発行時期について

令和3年（2021年）1月、財務省において、当初予定していた令和3年度（2021年度）上期の発行の延期を発表。

令和3年（2021年）4月、財務省において、令和3年（2021年）11月の発行を目途とすることについて発表。

記念貨幣の販売については、記念貨幣が国家的な記念事業として発行されることに鑑み、公正・公平な抽選や確実な配送により、広く国民に行き渡るよう注力することが求められます。また、貨幣セットの販売については、新たな貨幣製造技術の開発や顧客層の拡大を図ることにより、国民に対し貨幣製造事業を紹介するとともに、国民の貨幣に対する理解を深めることが求められます。

勲章及び褒章は、天皇の国事行為として、国家又は公共に対し功労のあった国民等に授与されるものであります。このため、これまで培ってきた製造技術を駆使しつつ、徹底した品質管理の下で、その栄誉に相応しい製品を確実に製造することが求められます。また、金属工芸品については、高度な技術の下で確実に製造した製品を販売するとともに、新製品の開発等を通じて、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上に繋げていくことが求められます。

また、貴金属の品位証明等については、業界の自主的な取組等民間における実施状況を

確認しつつ、業務を確実に実施することにより、中小零細企業の保護・育成と消費者の安心に寄与することが求められます。

造幣局には、明治4年以来、我が国が近代国家としての通貨制度の確立及び発展を図る過程において、140年余にわたって通貨行政に対して果たしてきた役割を今後とも全うするため、行政執行法人として国の行政事務と密接な連携を図るとともに、理事長のトップマネジメントの下、経営資源を的確に管理しつつ、貨幣をはじめとする製品を確実かつ効率的に生産できる体制を維持・改良し、常に事業の継続性を確保するという責務を果たし、我が国の経済の発展と国民生活の安定に一層貢献することが求められています。

これらを踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の9第1項の規定に基づき、主務大臣（財務大臣）から造幣局が令和2年度に達成すべき業務運営に関する目標（以下「年度目標」という。）の指示を受けて、業務運営を行いました。

詳細については、以下のURLより「令和2年度年度目標」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#nenndo_mokuhyo

6. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

● 社会的使命 ●

造幣局は

- ・ 純正画一で偽造されない貨幣を、合理的な価格で安定的かつ確実に供給すること
- ・ 国の文化を象徴する記念貨幣及び技術やデザインを工夫した収集用貨幣セットを販売し、国民の多様なニーズに応えること
- ・ 練達した技術により、国家・社会への功績を称えるに相応しい重厚で品格のある勲章や褒章を製造するとともに、精巧で美しい金属工芸品を製造して国民に魅力的な製品を提供すること
- ・ 高度で確実な技術により、公的主体として品位証明及び精製・分析のサービスを行うこと

を通じて、国民の貨幣に対する信頼の維持と国民生活の向上に寄与することを使命としています。

● 目指すべき目標 ●

独立行政法人制度の基本である「質の高い行政サービス」、「透明で効率的な業務運営」、「健全な財務内容」を目指し、最も成功した独立行政法人になるとともに、世界の造幣技術の発展に積極的に貢献していきます。

● 行動指針 ●

信頼と挑戦

7. 事業計画

造幣局は、貨幣の製造、記念貨幣の製造及び販売、勲章の製造、品位証明等、極めて公共性の高い業務を担っています。これらの業務は、経済活動や国民生活の基本インフラストラクチャーに不可欠な構成要素であり、高度な技術を駆使し、高い品質の製品を安定的かつ持続的に生産すること等が造幣局に求められる重要な責務です。また、世界最高水準の偽造防止技術を搭載した新しい500円貨幣への改鑄に際しては、通貨当局と緊密に連携しながら、改鑄の円滑な実施に向けた取組を確実に推進することが求められています。さらに、的確な設備投資や研究開発の実施等により貨幣をはじめとする製品を確実かつ効率的に生産できる体制を維持・改良し、事業の継続性を確保することも重要です。

理事長のトップマネジメントの下、取り巻く環境の変化に応じた的確に経営資源を管理しつつ、これらの責務を果たし、行政執行法人として国の行政事務と密接に関連した事務・事業を確実かつ正確に執行するとともに、将来にわたって業務の質を向上させていくよう、引き続き取り組んでまいります。

独立行政法人通則法第35条の10第1項の規定に基づき、年度目標を達成するための令和2年度事業計画を作成した上で主務大臣（財務大臣）の認可を受け、年度目標の達成に取り組みました。事業計画の項目及び主な内容は次のとおりです。

詳細については、以下のURLより「令和2年度事業計画」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#jigyo_keikaku

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 貨幣製造事業

- (1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成
 - ・ 貨幣製造計画の確実な達成
 - ・ 改鑄の円滑な実施に向けた取組の確実な推進
 - ・ 生産管理体制の一層の充実強化
 - ・ 計画的な設備投資及び的確な保守点検実施による設備の安定稼働
 - ・ 柔軟で機動的な製造体制の確保
 - ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生の防止
 - ・ 地金亡失の防止
- (2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等
 - ・ 国内外における貨幣の動向調査及びデザイン力強化等による貨幣に対する国民の信頼の維持・向上への貢献
 - ・ 改鑄の円滑な実施に向けての現金取扱機器の製造業者等に対する的確な情報提供

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記念貨幣の発行に向けた通貨当局への協力 ・ 迅速かつ確実な真偽鑑定実施のための体制維持 ・ 偽造動向や貨幣全般に係る情報収集による通貨当局への的確な情報提供 ・ 外国政府及び外国の貨幣関連機関等からの研修・視察受入れによる国際貢献 <p>(3) 国民に対する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい情報発信、貨幣に対する関心を深めるための子供向け広報の充実 ・ 博物館来館者及び工場見学来場者の満足度向上 <p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨幣の偽造抵抗力量化に資する独自の偽造防止技術の開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究の着実な推進 <p>(5) 外国貨幣等の受注、製造</p>
	<p>2. その他の事業</p> <p>(1) 勲章等及び金属工芸品の製造等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徹底した品質管理、伝統技術の確実な維持・継承、機械化による一層の効率化の推進 ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生防止 <p>(2) 貨幣の販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公平性に配慮し、徹底した販売プロセス管理の下での記念貨幣等の販売 ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生防止 <p>(3) 貴金属の品位証明・地金及び鋳物の分析業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返却期限の遵守、収支相償の達成への取組の推進 ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生防止
<p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
	<p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な人員配置、適正な給与水準の維持・公表 <p>(2) 業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コスト削減、情報システムの活用による業務の効率化・迅速化、情報システム関連機器の計画的な更新 ・ 調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施及び契約実績の公表 ・ 民間への業務委託の検討
<p>III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	
	<p>1. 予算</p>
	<p>2. 収支計画</p>
	<p>3. 資金計画</p>
	<p>4. 採算性の確保</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支率100%以上

<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売費及び一般管理費の抑制
IV. 短期借入金の限度額
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1. ガバナンス強化に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> (1) 内部統制に係る取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等の適正な実施 (2) コンプライアンスの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生防止 (3) リスクマネジメントの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクマップ等の見直し、リスクマネジメントの強化に向けた取組 ・ 事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用、防災訓練の計画的な実施 (4) 個人情報の確実な保護等への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の漏えいの防止、保有個人情報の開示請求及び情報公開請求等への確実な対応 (5) 情報セキュリティの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ対策の確実な実施 (6) 警備体制の維持・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備に関する計画の着実な実施、訓練の実施
2. 人事管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な人材の確保・育成、適材適所の人事配置 ・ 「働き方改革」を踏まえた労働時間の適切な管理
3. 施設及び設備に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備投資の際の厳格な審査、投資効果や進捗状況の適切な把握
4. 保有資産の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京支局移転後の跡地の地下水モニタリングの実施、国庫納付の方法・時期の検討
5. 職場環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働安全の保持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で働きやすい職場環境の整備への取組 ・ 重大な労働災害の発生防止 (2) 健康管理の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全衛生に関する計画」に沿った取組の確実な実施 (3) 職務意識の向上・組織の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員間等における密なコミュニケーションによる職務意識の向上、組織の

	活性化
	6. 環境保全
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に関する計画の確実な実施 ・ 回収貨幣及び返り材の再利用100%、再資源化可能な廃棄物の再資源化100%
	7. 積立金の使途
VIII. 中期的な観点から参考となるべき事項	
	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備の維持・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期的な視野に立った設備投資の計画的な実施 (2) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期的な視野に立った調査及び研究開発の計画的な実施
	2. 業務運営の効率化に関する事項
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組織体制の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度末の常勤役職員の総数を令和元年度末以下 (2) 業務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度から令和6年度までの5年間における経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年度までの5年間における実績平均値以下

8. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

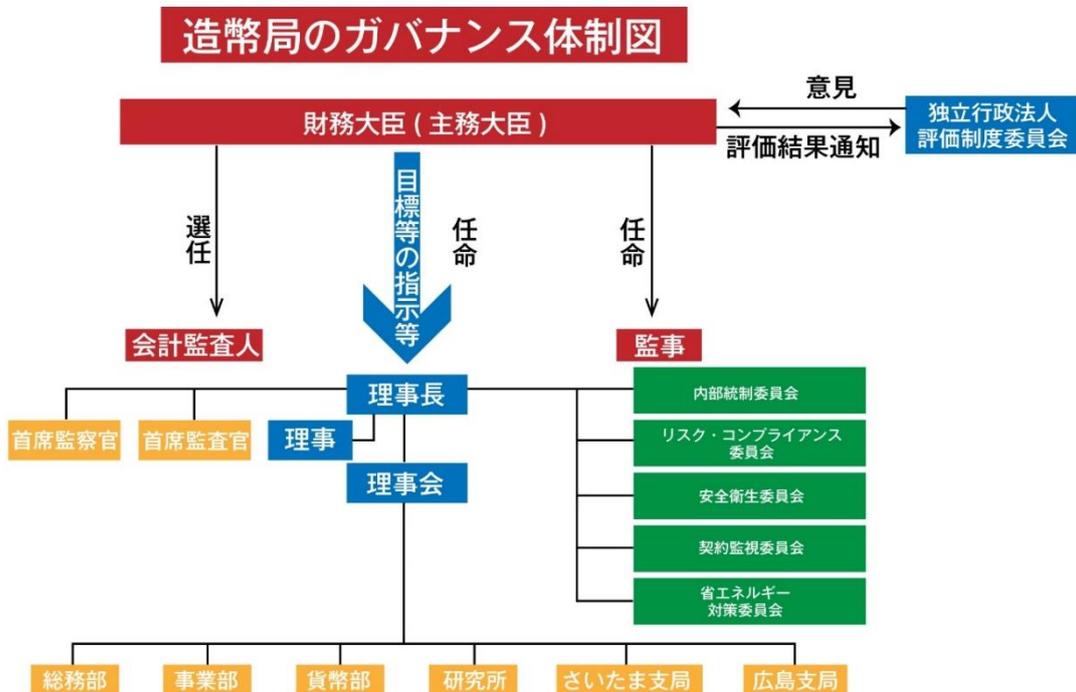
①主務大臣

造幣局の各業務及び役職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項について、主務大臣は財務大臣となっております。

②ガバナンス体制図

ガバナンス体制は次のとおりです。なお、平成26年(2014年)の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年(2015年)に業務方法書を改正し、役員の職務の執行が独立行政法人通則法等の関係法令に適合するための体制その他造幣局の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、造幣局のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性のチェックのため会計監査人の監査の他、リスク・コンプライアンス委員会等外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しております。内部統制システムの整備の詳細については、以下のURLをご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/20150403_gyoumuhouhousyo.html



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 (令和3年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	かわしま まこと 川嶋 真	平成31年4月1日 ～ 令和3年3月31日		昭和60年4月 大蔵省入省 平成29年7月 財務省大臣官房審議官 平成30年4月 独立行政法人造幣局 理事長
理事 (常勤)	みょうせ こうじ 明瀬 光司	令和元年10月1日 ～ 令和3年9月30日	総務部(海外業務課を除く。)並びにさいたま支局総務課(販売・顧客サービス室を除く。)及び広島支局総務課の業務担当	昭和60年4月 大蔵省関東財務局入局 平成28年6月 財務省理財局 国有財産業務課長 令和元年7月 独立行政法人造幣局理事
理事 (常勤)	やすだ けんじ 安田 健治	平成31年4月1日 ～ 令和3年3月31日	総務部海外業務課、事業部並びにさいたま支局総務課販売・顧客サービス室及び事業調整課装金係の業務担当	昭和56年4月 住友商事㈱入社 平成26年4月 住友商事㈱ 大阪薄板事業部長 平成28年10月 住商メタレックス㈱ 取締役常務執行役員 平成31年4月 独立行政法人造幣局理事
理事 (常勤)	むらた とし敏 村田 敏	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	貨幣部、研究所、さいたま支局事業調整課(装金係を除く)及び貨幣課、広島支局(総務課を除く)並びに安全衛生及びエネルギー管理統括者の業務担当	昭和60年4月 大蔵省造幣局入局 平成29年4月 独立行政法人造幣局 貨幣部長 令和2年4月 独立行政法人造幣局理事
監事 (常勤)	よしもち としひこ 吉持 敏彦	令和元年6月22日 ～ 令和2事業年度 についての財務諸表 承認日		昭和58年4月 住友海上火災保険㈱入社 平成27年4月 三井住友海上火災保険㈱ 理事・北陸本部長 令和元年6月 独立行政法人造幣局監事
監事 (常勤)	むらかみ よしこ 村上 佳子	令和元年6月22日 ～ 令和2事業年度 についての財務諸表 承認日		平成3年4月 大蔵省関東財務局入局 平成29年7月 財務省中国財務局 理財部長 令和元年6月 独立行政法人造幣局監事

※ 理事長 川嶋 真、理事 安田 健治は、令和3年3月31日に退任しました。

理事長 やまな のりお、理事 かとう ひでき
理事長 山名 規雄、理事 河東 秀樹が同年4月1日に就任しています。

②会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年度（2020年度）末現在786人（前期比18人減少、2.2%減）であり、平均年齢は44.9歳（前期末45.0歳）となっています。このうち、国からの出向者は5人、令和3年（2021年）3月31日付退職者は40人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

当事業年度の施設等への投資実施額は、3,233百万円（税込）であり、主要な施設等は次のとおりです。

①当事業年度中に完成した主要施設等

貨幣検査機	450百万円
自動搬送集積装置	196百万円
溶解・圧延生産管理システム	136百万円
防災設備	103百万円

②当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

縦型圧印機	553百万円
自動搬送集積装置	329百万円
油圧式サーボ圧印機	279百万円
自動封入封緘装置	175百万円
貨幣セット自動組込機	141百万円
極印表面処理装置	110百万円

③当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

※①～③に記載の金額は税抜

(5) 純資産の状況

①資本金の状況

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	59,692	-	-	59,692
資本金合計	59,692	-	-	59,692

②目的積立金の申請状況、取崩内容等

目的積立金の申請及び繰越積立金の取崩は行っておりません。

(6) 財源の状況

①財源の内訳（自己収入）

造幣局全体としての売上高は42,425百万円で、その内訳は、貨幣製造事業の売上高22,064百万円（売上高の52.0%）、その他の事業の売上高20,361百万円（同48.0%）となっています。

また、営業外収益は293百万円で、その主な内訳は、宿舍貸付料125百万円（営業外収益の42.8%）、有価証券利息20百万円（同6.7%）等となっています。

②自己収入の明細

当該項目については上記①に記載のとおりです。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

造幣局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化等の環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）等を踏まえた環境保全に関する計画を定めています。

本計画に沿って、法令を確実に遵守し、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持等を行うことにより、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成、事業活動による環境負荷の軽減その他の環境保全を図る等の取組を行っております。

「令和2年度環境保全計画」の主な実施状況は以下のとおりです。

①環境関連法令等の遵守

環境関連法令等を確実に遵守するため、環境関連法令等の改廃を確認するとともに、各課室における環境関連法令等の遵守状況の現地調査を行い、確実に遵守されていることを確認しました。

②建築物の建築、管理等に当たっての配慮

建築物の建築、管理等に当たっては、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しました。

③環境マネジメントシステムの運用・維持

環境保全活動の継続的改善に係る目標を定め、その目標達成に向けて取り組む等、

環境マネジメントシステムの運用・維持に努めました。また、令和2年（2020年）11月に外部審査登録機関によるISO14001の更新審査を受審し、環境マネジメントシステムが規格要求事項に継続的に適合し、継続して有効であるとの判定を受けました。

④製品の開発、設計、製造段階における環境負荷の低減

製品の開発、設計、製造等においては、環境負荷を低減する方法を積極的に採用するように努めました。

⑤環境保全に関する啓蒙活動の推進

各種会議、電子メール、局内掲示板等の情報発信の機会を活用し、環境保全についての啓蒙活動を推進しました。また、環境保全に関する講習会等に積極的に参加するとともに、公害防止管理者等の法定資格取得者の計画的な育成に取り組みました。

⑥その他

業務の効率化や事務の簡素化を進めるとともに、超過勤務縮減キャンペーン週間の実施等を通じて、ワークライフバランス及び働き方改革を一層推進することにより、エネルギー使用量の抑制に努めました。

（8）その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

造幣局は、明治4年（1871年）の創業以来長きにわたって、高品質で純正画一な貨幣の確実な製造等の業務を効率的、効果的かつ透明性をもって行い、国民の皆様からの貨幣の信頼維持に努めております。その源泉の状況は以下のとおりです。

①高度な技術力

造幣局では、貨幣への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、貨幣の偽造抵抗力の強化に資する独自の技術開発、製造技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進めており、蓄積された高度な専門知識と分析能力を有しております。

日本は諸外国に比べて偽造貨幣の発見枚数が少ないと言われていますが、これは500円貨幣に搭載されている微細線、微細点、斜めギザ等の独自に開発した偽造防止技術が、偽造抵抗力を高めているためと考えられます。

平成31年（2019年）4月9日、財務省より、偽造抵抗力強化等の観点から新しい500円貨幣が令和3年度（2021年度）上期を目途に発行（日本銀行から金融機関への支払い）される旨の公表がありました^{（注）}。同貨幣には、これまでの研究成果を活かし、①素材に新規技術であるバイカラー・クラッド（二色三層構造）、②貨幣

の縁に、通常貨幣（大量生産型貨幣）への採用は世界初となる異形斜めギザ（ギザの一部を他のギザとは異なる形状にしたもの）、③貨幣の縁の内側に、新たに微細文字「500YEN」「JAPAN」を採用することとしており、偽造抵抗力が更に強化されることとなります。

（注）新しい500円貨幣の発行時期について

令和3年（2021年）1月、財務省において、当初予定していた令和3年度（2021年度）上期の発行の延期を発表。

令和3年（2021年）4月、財務省において、令和3年（2021年）11月の発行を目途とすることについて発表。

当事業年度においては、「令和2年度研究開発計画」に基づき、6件の研究テーマを設定し、高度な技術の種を見出すための幅広い分野の事前調査を行うとともに、独自の偽造防止技術を高度化するためのノウハウの蓄積に努めました。

また、研究開発成果を適切かつ効果的に活用するため、記念貨幣や金属工芸品等への製品化を行うことで、実用化に向けた研究を促進させるとともに、機密保持に配慮した上で特許出願や学会等への報告を行いました。

国内貨幣と異なる仕様の外国貨幣を製造することは、貨幣の製造技術やデザイン力の維持・向上、改鑄等への対応力の強化に資することから、国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で外国貨幣の受注に取り組んでおり、当事業年度においては、1件の外国貨幣の製造に係る入札に参加しました。平成24年（2012年）には戦後初めて外国の一般流通貨幣製造を受注し、バングラデシュの一般流通貨幣である2タカ貨幣5億枚を製造しました。直近では平成29年（2017年）にアラブ首長国連邦の記念銀貨幣を製造し、戦後初めて外国貨幣を受注した平成19年（2007年）以降、10か国14種類の外国貨幣を製造しています。

造幣局では、今後とも国内貨幣の製造等の業務の遂行に支障のない範囲で、外国貨幣の受注にも積極的に取り組んでまいります。

一方、製造現場では、徹底した品質管理と製造工程管理が求められています。製造現場に携わる職員の創意工夫や、先輩職員等からの技能伝承、機械化による効率化をバランスよく取り入れることにより、技術力に磨きをかけております。

その結果、多くの職員の技能が認められ、表彰を受けています。

表 彰 実 績

当事業年度においても多くの職員の技能が認められ、「科学技術分野の文部科学大臣表彰 創意工夫功労者賞」において3人が表彰されたほか、「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）」、「彩の国優秀技能者表彰（埼玉の名工）」等に職員が選出され、表彰を受けました。

直近の主な受賞実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人事院総裁賞		1 人			
現代の名工	3 人	1 人	2 人	3 人	
創意工夫功労者賞	8 人	7 人	7 人	6 人	3 人
なにわの名工	6 人	10 人	10 人	9 人	11 人
なにわの名工若葉賞	1 人	5 人	3 人	2 人	3 人
埼玉の名工			1 人	1 人	1 人
広島県技能者表彰	1 人	1 人		1 人	1 人

②独立採算による運営

造幣局は、理事長が造幣局の運営全般について自ら意思決定を行い、独立採算で健全に運営する責務を負っており、効率的な事業運営の結果、利益が生じた場合には国庫納付を行っています。

独立行政法人としてのメリットを活かし、事業部的組織の権限と責任を明確化し、理事長をはじめとする幹部職員のリーダーシップを発揮しながら組織の整理統合、企画機能の強化、組織及び人員計画の機動的な見直しを行っています。また、危機発生に備えた内部管理体制の強化や人材育成に配慮するとともに、ERPシステム（基幹業務システム）や標準原価制度の導入により、部門別収支をはじめとしたコスト管理を徹底しているほか、製造工程における積極的な自動化・効率化に取り組んでいます。

③社会貢献・地域とのつながり

造幣局では、貨幣の偽造対策として、純正画一で高品質な貨幣を製造するとともに、常日頃から警察や日本銀行等の関係機関への全面的な協力を行うことで、通貨政策を担う財務省と一体となって貨幣への信頼の維持に努めています。

また、天皇の国事行為として授与される勲章等について、国家・社会への功績を称えるに相応しい重厚で品格のある勲章等を確実に製造することで、栄典制度へ寄与しています。

一方、貨幣の信頼の維持のための情報発信の一環として、本局、さいたま支局及び広島支局において、工場見学を実施しており、工場見学の特別の廊下を設け、ガイドが説明しながらご案内しております。併設する博物館等では、お金の歴史や貨幣及び勲章等の製造工程を見学していただけます。

また、明治16年（1883年）から続く本局の「桜の通り抜け」や、広島支局の「花のまわりみち」は、各地域の春の風物詩となっており、地域をはじめとする国民の皆様とのつながりを大切にしております。

工場・博物館見学

貨幣をより身近に感じていただけるよう、工場見学を実施しています。また、お金の歴史や造幣局の事業を博物館の中で紹介しており、定期的に特別展を開催しています。

工場見学については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本局及びさいたま・広島両支局において休止しておりますが、さいたま支局において、スマートフォン等から工場を見学することができるよう、3DやVRを活用したオンライン見学「おうちで見学！造幣局@さいたま」を試行的に実施しました。

博物館についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、緊急事態宣言の発令期間等においては臨時休館しましたが、それ以外の期間においては、公益財団法人日本博物館協会が定めた博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを踏まえた感染防止策を講じたうえで開館し、特別展を2回開催したほか、博物館ブログを開設して展示品等に関する情報を発信しました。



「おうちで見学！造幣局@さいたま」見学イメージ

出張造幣局

学校の社会科学習や地域の教養講座等で、日頃皆さんが使っている1円から500円までのお金が、どのように造られ、どのような工夫がされているのかをビデオやパネルを使って紹介する「出張造幣局」を行っています。

お金の役割や、その大切さを理解していただくことで、経済のしくみを学ぶ機会としてお役立ただけだと考えています。



お 金 と 切 手 の 展 覧 会

独立行政法人国立印刷局と一般財団法人印刷朝陽会との共催により、毎年、夏休み期間中に、全国の主要都市から一都市を選んで開催しています。

なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止しました。

金 融 ・ 株 式 ス ク ー ル の 共 催

大阪府金融広報委員会、日本銀行大阪支店、日本証券業協会、株式会社大阪取引所（株式会社日本取引所グループ）と共催で、「子どもと学ぶ夏休み金融・株式スクール」を毎年開催しています。

なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止しました。

造 幣 さ い た ま サ ン ク ス フ ェ ア

さいたま支局では、毎年10月の土日の2日間、地域の皆様への日頃の操業への理解に感謝を伝える「造幣さいたまサクスフェア」を開催し、工場見学のほか、博物館において、特別展、子ども向けの学習講座（キッズアカデミー）、七宝体験、貨幣デザイングッズの製作体験コーナー等、親子で楽しんでいただくことのできるイベントを実施しています。

なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止しました。



造幣さいたまサクスフェア2019（令和元年10月開催）の様子

桜の通り抜け・花のまわりみち

大阪にある造幣局の本局では、「桜の通り抜け」と称し、毎年4月中旬頃に、局構内旧淀川沿いの全長約560メートルの通路を一般花見客の方々に1週間開放しており、明治16年（1883年）から続く大阪の春の風物詩となっています。当事業

年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止しました。

また、広島支局においても「花のまわりみち」と称して、同時期に局構内を開放しておりますが、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を中止しました。

当事業年度においては、桜の通り抜け及び花のまわりみちのいずれも開催を中止しましたが、造幣局では例年、桜に親しみを持っていただくため特定の品種を「今年の花」として選定しており、造幣局の桜を楽しんでいただくために「今年の花」をはじめとする桜の開花状況の写真等を造幣局ホームページ及び Facebook に掲載しました。



桜の通り抜け
今年の花「かすがい春日井」



花のまわりみち
今年の花「やえべにとらのお八重紅虎の尾」

9. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

①リスク管理強化の取組

造幣局の役割（ミッション）遂行の障害となるリスクを識別し、識別したリスクに対する評価に基づき、そのリスクの発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施することにより、リスク管理の強化に向けた取組を行っております。

当事業年度においては、平成28年（2016年）6月に発覚した造幣局職員（懲戒免職）による一連の收藏品等の窃盗事件の再発防止策の実施状況について、リスク・コンプライアンス委員会においてフォローアップを行うとともに、部門ごとに潜在するリスクを把握し、組織全体として管理すべきリスクについては、リスク管理表及びリスクマップを策定し、リスクの低減等に向けた課題や実施スケジュール等を明確にした上、リスク低減対策を実施し、リスク低減対策の進捗状況等を四半期ごとに理事会に報告する等、引き続きリスク管理の強化に取り組みました。

造幣局では、平成29年度（2017年度）にリスクの洗い出しを実施して以来、重要又は組織横断的なリスクを抽出し、詳細管理を行うこととしております。主なものとしては、大規模災害の発生のほか、施設・設備の老朽化による貨幣製造等への影響、重大な情報セキュリティインシデントの発生等が挙げられ、当該リスクについては「社会経済への影響」及び「発生頻度／発生時期」で評価し、リスクの管理に活用しています。

②事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用

事業継続計画（BCP）については、事業継続を阻害する要因として最も甚大な影響がある地震による大規模災害を想定したものでしたが、新型コロナウイルス感染症等の危機にも対応することができるよう、当事業年度においては、新たに「感染症に係る事業継続計画」及び「水害に係る事業継続計画」を策定しました。

また、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言下（令和2年（2020年）4月及び5月）においては、貨幣の製造等について、国民生活に支障を来さないよう感染症対策の徹底を図りつつ人数を縮小した上で業務を継続するとともに、製造を支えるバックオフィスについては、可能な限りの在宅勤務を実施したほか、工場見学・博物館の休止・休館、各種イベントを中止するなど、新型コロナウイルス感染症にも適切に対応しました。

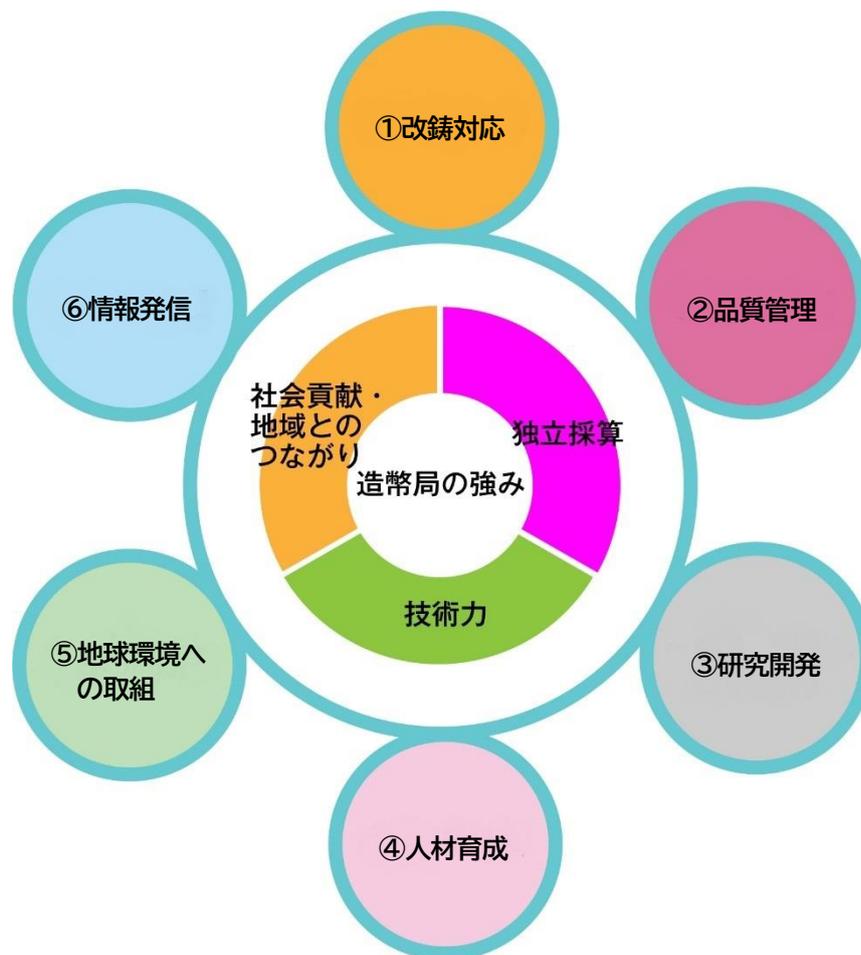
詳細については、以下のURLより「令和2年度の業務実績に関する自己評価書」の「リスクマネジメントの強化」の項目をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#gyoumu_jisseki

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

造幣局は、経済取引の基礎となる貨幣の製造、国家的記念事業として発行される記念貨幣の製造及び販売、国家が与える栄誉を表象するにふさわしい品格等が求められる勳章の製造、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与する品位証明、さらには偽造貨幣大量発生時の財務大臣による緊急改鑄要請への速やかな対応等、極めて公共性の高い業務を担っています。これらの業務は、経済活動や国民生活の基本インフラクチャーに不可欠な構成要素であり、造幣局の持つ高度な技術を駆使し、高い品質の製品を独立採算制の下、効率的、安定的かつ持続的に生産すること等が造幣局に求められる重要な責務であります。一方、これらに備えるための高度な偽造防止技術の開発や人員及び設備の維持が必要であり、その有効活用が求められます。

このようなことを念頭に、以下の課題に取り組んでまいります。



①改鑄への対応

平成31年(2019年)4月9日、財務省より公表された新しい500円貨幣につ

いて、令和3年(2021年)11月を目途に発行(日本銀行から金融機関への支払い)されることとなりました。当事業年度においては、改鑄の円滑な実施に向けて、前事業年度に引き続き、新しい500円貨幣に関するサンプル閲覧会を2回実施しました。

令和3年度(2021年度)においては、政府で決定された方針に基づき、新しい500円貨幣を確実に製造し、市場に円滑に供給できるよう、万全の態勢で改鑄への必要な準備を進めてまいります。

②品質管理の改善に向けた取組

生産管理システム及びERPシステムを活用し、工程ごとの製造作業等の進捗状況や在庫数量に係るデータをロット単位等で細かく収集・分析することにより、生産管理を徹底しています。また、ISO9001を活用し、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に行う等、厳格な品質管理のもと、純正画一な貨幣の製造を行ってまいります。

③偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発

偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であり、当事業年度においては、6件の研究テーマを設定し、高度な技術の種を見出すための幅広い事前調査を行うとともに、独自の偽造防止技術を高度化するためのノウハウの蓄積に努めました。引き続き、高度な専門知識と分析能力、蓄積された知見を有効活用し、研究開発に注力してまいります。

④人材育成・技能継承

造幣局が担う貨幣の製造等の業務は、経済活動や国民生活の基本インフラストラクチャーに不可欠な構成要素であり、当該業務を確実に遂行するとともに、持続的発展のためには人材育成が極めて重要であることから、人材育成方針(キャリアパス)を策定することとし、当事業年度においては、「一般職・研究職の育成方針」を策定しました。令和3年度(2021年度)においては「技能職の育成方針」を策定することとしておりますが、引き続き、個々の職員が誇りと使命感を持ち、高い職業意識・職業倫理をもって職務を遂行し、また、高度な技能の円滑な継承ができるよう、各種の研修を通じて意識の向上に努め、マネジメント力の強化や職務上必要な特定の技能及び知識を習得し、職員一人ひとりの能力向上を図ることによる組織力の強化を目指してまいります。

研 修 制 度

組織力強化の観点から、外部の専門講師を招いて実施する階層別研修をはじめ、

技能職員を対象とした技能総合専門研修では、局内における研修だけでなく、装金事業に従事する職員を東京藝術大学美術学部工芸科に派遣する^(注)等、専門的かつ高度な製造技術及び知識を修得させています。また、渉外業務等の能力向上のための語学研修や、中央省庁及び大学等が実施する研修に職員を派遣する派遣研修、一流の専門講師を招き、職務上の技能及び知識を修得させるための目的別研修を適宜実施しております。

(注) 当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、東京藝術大学への派遣を見送りました。



金沢美術工芸大学名誉教授で人間国宝の中川衛先生による指導の様様

⑤地球環境への取組

造幣局では、ISO14001の規定に基づく環境マネジメントシステムの下、環境保全活動の継続的改善に係る目標を定め、その目標達成に向けて取り組んでおります。具体的には、法令に基づく大気・水質等の規制基準の遵守、廃棄物の適正処理、化学物質の使用量の把握、省エネに関する取組等を行い、環境保全と調和のとれた事業活動を行うほか、環境物品等の調達を推進を図るための方針に基づき、環境物品等を調達するよう努めてまいります。

⑥情報発信及び地域とのつながり

造幣局では、貨幣の信頼の維持のための情報発信の一環として、国民の皆様へ造幣局の事業や貨幣に関する知識や理解を深めていただくため、ホームページ、Facebook、博物館の展示及び特別展示等の充実に取り組んでおります。当事業年度においては、博物館ブログを開設して展示品等に関する情報を定期的に発信したほか、感染症対策を徹底した上で特別展を2回開催しました。

工場見学の積極的な受入れ、特別展示等の開催、桜の通り抜け等のイベント、出張講演の実施等の機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を大切に、地域の皆様をはじめとする国民の皆様から、信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

(3) その他

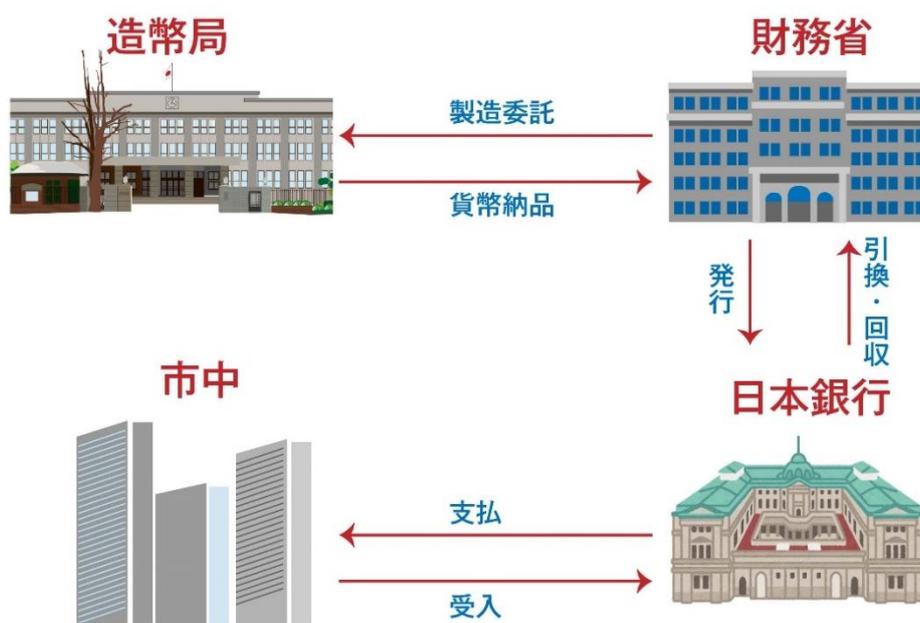
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。」とされていることについて、貨幣製造等を行う法人としての特性を踏まえつつも、共同調達の実施の観点から令和元年度（2019年度）に所要の規程改正を実施したうえ、当事業年度においては、個別の調達案件や相手方の選定等の具体的な検討を進めました。

令和3年度（2021年度）においては、個別の調達案件や相手方の選定等についてさらなる検討を進め、共同調達の実現に向けて取り組みます。

10. 業績の適正な評価の前提情報

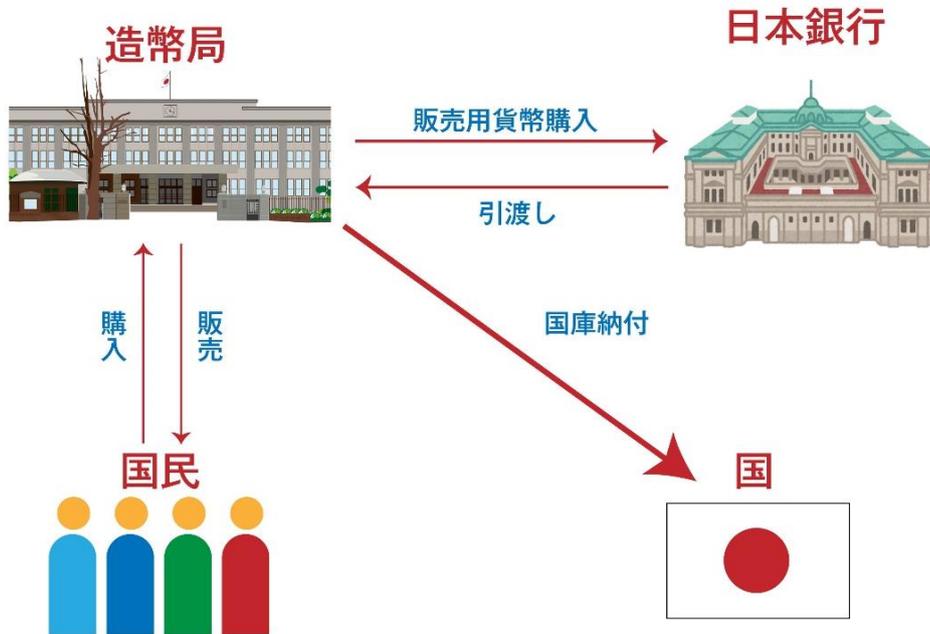
造幣局の事業についてのご理解とその評価に資するため、主な事業の前提となる事業スキームを次のとおり示します。

①貨幣製造事業

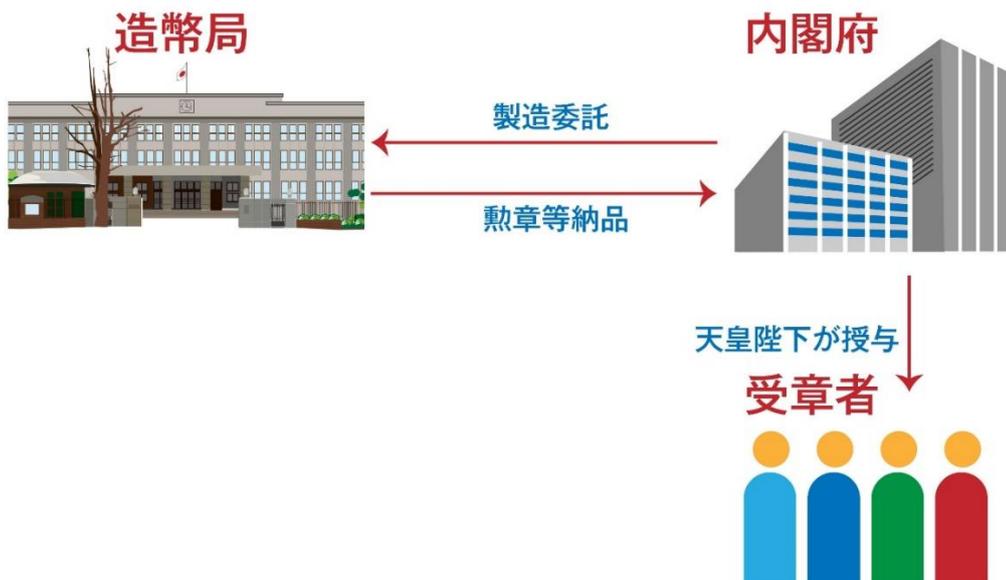


②その他の事業

●貨幣セット販売事業



●勲章等製造事業



1 1. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

当事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークの実施による出勤制限等の措置を講じる中、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣について、第四次発行分をはじめ多くの種類の製造を行ったほか、貨幣セットとして、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣（第四次発行分）や同大会記念貨幣（第一次発行分～第四次発行分）を組み込んだ各種コンプリートセットを販売しましたが、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。「6. 事業計画」における各項目の自己評価の結果については、次のとおりです。

なお、独立行政法人造幣局の令和 2 年度における業務の実績について、独立行政法人通則法第 3 5 条の 1 1 第 1 項及び第 3 項の規定により主務大臣の評価を受ける業務実績等報告書の詳細については、以下の URL より「令和 2 年度の業務実績に関する自己評価書」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#gyoumu_jisseki

3

項 目	評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1. 貨幣製造事業	A	20,839 百万円
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成 【重要度・困難度：高】	S	
(2) 通貨当局との密接な連携による貨幣に対する信頼の維持・向上の取組等	A	
(3) 国民に対する情報発信	A	
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発 【重要度・困難度：高】	A	
(5) 外国貨幣等の受注、製造	B	
2. その他の事業	A	19,408 百万円
(1) 勲章等及び金属工芸品の製造等 【重要度・困難度：高】	A	
(2) 貨幣の販売	A	
(3) 貴金属の品位証明・地金及び鋳物の分析業務	B	
II. 業務運営の効率化に関する事項		
1. 組織体制、業務等の見直し		
(1) 組織の見直し	B	

	(2) 業務の効率化	B	
III. 財務内容の改善に関する事項			
	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	B	
	短期借入金の限度額	—	
	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	—	
	上記に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	
IV. その他業務運営に関する重要事項			
	1. ガバナンス強化に向けた取組		
	(1) 内部統制に係る取組	B	
	(2) コンプライアンスの確保	B	
	(3) リスクマネジメントの強化	A	
	(4) 個人情報の確実な保護等への取組	B	
	(5) 情報セキュリティの確保	B	
	(6) 警備体制の維持・強化	B	
	2. 人事管理	A	
	3. 施設及び設備に関する計画	B	
	4. 保有資産の見直し	B	
	5. 職場環境の整備		
	(1) 労働安全の保持 【重要度・高】	B	
	(2) 健康管理の充実	B	
	(3) 職務意識の向上・組織の活性化	B	
	6. 環境保全	B	
	7. 積立金の使途	B	
法人共通			
合計			40,265 百万円

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(注2) 評価区分

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

(2) 主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
評定	—				
理由	—				

(注1) 令和2年度(2020年度)は、主務省令期間(令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)までの5年間)の初年度に当たるため、現時点では主務大臣による評価を受けておりません。

(注2) 評価区分

S: 法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A: 法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B: 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められている。

C: 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

【参考】平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までの5年間における総合評定

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評定	C	B	B	B	B
理由	過年度における項目別評定はA、B又はCであり、全体的にはB評定が大部分であることから、概ね事業計画における所期の目標を達成している。				

12. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
業務収入	33,458	39,554	貨幣セット収入等が予定より多かったこと等のため
その他の収入	174	206	雑収入が予定より多かったため
計	33,632	39,760	
支出			
業務支出	29,173	33,491	
原材料の仕入支出	7,478	7,819	
人件費支出	8,167	8,481	
その他の業務支出	7,582	6,664	支払経費が予定より少なかったため
貨幣法第10条に基づく 国庫納付金の支払額	5,945	10,528	貨幣セット（金プルーフ貨幣セット） の販売が予定より多かったこと等のため
施設整備費	3,609	3,205	次年度への繰越があったこと等のため
計	32,782	36,696	

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

詳細については、以下のURLより「令和2年度決算報告書」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#account

13. 財務諸表

①貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		金額	負債の部		金額
I	流動資産	50,563	I	流動負債	13,921
	現金及び預金(*1)	5,464		買掛金	7
	有価証券	30,800		国庫納付金未払金	10,528
	売掛金	2,529		前受金	131
	棚卸資産	11,559		その他	3,255
	その他	210	II	固定負債	12,769
II	固定資産	64,372		引当金	12,306
	有形固定資産	51,278		退職給付引当金	12,214
	無形固定資産	509		その他の引当金	92
	投資その他の資産	12,586		その他	463
				負債合計	26,690
				純資産の部	
			I	資本金	59,692
				政府出資金	59,692
			II	資本剰余金	1,294
			III	利益剰余金	27,260
				純資産合計(*2)	88,245
	資産合計	114,935		負債純資産合計	114,935

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(*) は財務諸表内の情報の流れを示します。

②行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	金額
I 損益計算上の費用	40,265
売上原価(*3)	34,566
販売費及び一般管理費(*4)	5,681
営業外費用(*5)	8
特別損失(*6)	9
II その他行政コスト(*7)	-
III 行政コスト合計	40,265

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

③損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金額
I 売上高	42,425
II 売上原価(*3)	34,566
売上総利益	7,858
III 販売費及び一般管理費(*4)	5,681
営業利益	2,177
IV 営業外収益	293
V 営業外費用(*5)	8
経常利益	2,462
VI 特別利益	2
VII 特別損失(*6)	9
当期純利益	2,455
当期総利益(*8)	2,455

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

④純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	59,692	1,294	25,197	86,182
当期変動額	-	-	2,063	2,063
その他行政コスト(*7)	-	-	-	-
国庫納付金の納付	-	-	△ 391	△ 391
当期総利益(*8)	-	-	2,455	2,455
当期末残高(*2)	59,692	1,294	27,260	88,245

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

⑤キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	900
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 7,045
人件費支出	△ 8,309
その他の業務支出	△ 4,998
業務収入	34,173
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	△ 12,539
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	△ 391
その他収入・支出等	9
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,861
III 資金減少額	△ 962
IV 資金期首残高	1,726
V 資金期末残高(*9)	764

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高(*9)	764
定期預金	4,700
現金及び預金(*1)	5,464

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

詳細については、以下のURLより「令和2年度財務諸表」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#financial

1 4. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

①貸借対照表

当事業年度末の資産残高は、114,935百万円となっており、現金及び預金、有価証券、棚卸資産等の流動資産が50,563百万円、土地、建物、機械装置等の有形固定資産が51,278百万円、ソフトウェア等の無形固定資産が509百万円、投資有価証券等の投資その他の資産が12,586百万円となっております。造幣局は、独立採算を基本としており、将来の設備投資や退職給付債務等の支出に充てるための資金を保有しております。

負債残高は、26,690百万円となっており、記念貨幣セット等を販売したことによる国庫納付金未払金、前受金等の流動負債が13,921百万円、退職給付引当金等の固定負債が12,769百万円となっております。

純資産残高は、88,245百万円となっており、政府出資金が59,692百万円、資本剰余金が1,294百万円、利益剰余金が27,260百万円となっております。

前事業年度末からの主な増減要因等につきましては、以下のとおりです。

資産残高は、前事業年度末と比較して4,017百万円の減となっております。これは、現金及び預金、有価証券、投資有価証券が計1,263百万円、売掛金が1,176百万円、棚卸資産が625百万円減少するとともに、有形固定資産が減価償却等により711百万円減少したことが主な要因です。

負債残高は、前事業年度末と比較して6,080百万円の減となっております。これは、製品の販売に伴う前受金が2,991百万円、記念貨幣セット等を販売したことによる国庫納付金未払金が2,011百万円、退職給付引当金が退職金の支払等により878百万円減少したことが主な要因です。

純資産残高は、前事業年度末と比較して2,063百万円の増となっております。これは、前事業年度の利益の処分として、国庫納付金の納付を行ったことにより391百万円減少した一方で、当事業年度の当期総利益を2,455百万円計上したことにより増加したことが要因です。

②行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、40,265百万円となっており、損益計算書上の費用として、売上原価が34,566百万円、販売費及び一般管理費が5,681百万円、営業外費用及び特別損失が計17百万円となっております。また、その他行政コストは生じておりません。

なお、造幣局は独立採算による運営を行っており、自己収入等が42,670百万

円あることから、機会費用を勘案した国民の負担に帰せられるコストは△2,333百万円となっております。

③損益計算書

当事業年度の売上高は、42,425百万円、営業費用である売上原価、販売費及び一般管理費が40,248百万円となっております。また、営業利益は2,177百万円となっております。また、経常利益は、2,462百万円、当期総利益は、2,455百万円となっております。

前事業年度からの主な増減要因等につきましては、以下のとおりです。

売上高は、前事業年度と比較して6,478百万円の減となっております。これは、記念貨幣の製造枚数が減少したこと等により収入が減少したものです。

営業費用は、前事業年度と比較して7,385百万円の減となっております。これは、売上原価である貨幣法第10条に基づく国庫納付金が2,011百万円、販売費及び一般管理費のうちの運送費が163百万円の減となったことが主な要因です。

これらのことから、営業利益は前事業年度と比較して907百万円の増、経常利益は前事業年度と比較して937百万円の増となっております。

当期総利益は、前事業年度と比較して960百万円の増となっております。

これは、特別損失の固定資産除却損が23百万円の減となったことが主な要因です。

④純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、前事業年度の利益の処分として、国庫納付金の納付を行ったことにより、391百万円減少した一方で、当事業年度の当期総利益を2,455百万円計上したことにより増加した結果、88,245百万円となりました。

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、業務収入が34,173百万円、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出、その他の業務支出が計20,352百万円、貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額が12,539百万円、積立金の処分に係る国庫納付金の支払額が391百万円等により、900百万円の資金増加となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形・無形固定資産の取得による支出が2,163百万円、定期預金、有価証券等による運用の収支差が300百万円の収入超過となったこと等により、1,861百万円の資金減少となっております。これらによって、962百万円の資金減少となり、期末残高は764百万円となりました。

(2) 事業の経過及び成果

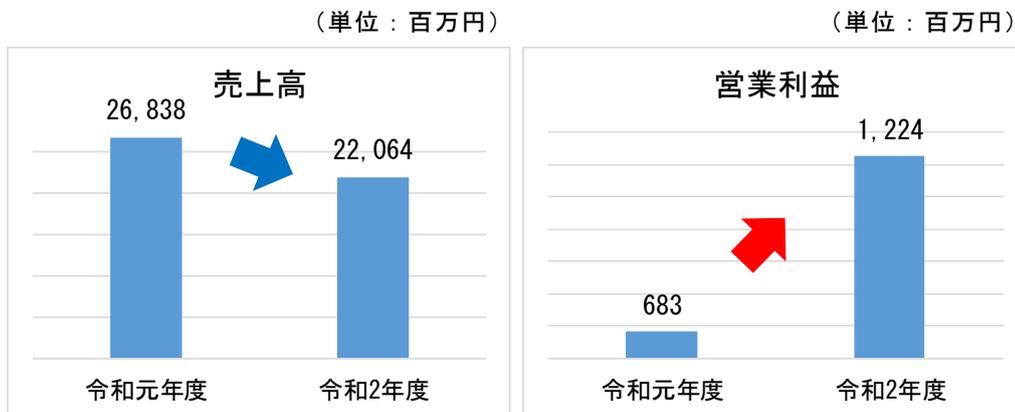
当事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、テレワークの実施に

よる出勤制限等の措置を講じる中、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣について、第四次発行分をはじめ多くの種類の製造を行いました。作業量に応じた人員配置を柔軟かつ機動的に行うこと等して、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成しました。

また、貨幣セットとして、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣（第四次発行分）や同大会記念貨幣（第一次発行分～第四次発行分）を組み込んだ各種コンプリートセットを販売しました。コンプリートセットの一部については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣（第四次発行分）の引換開始時期が7月から11月に延期されたことに伴い、受付開始時期を延期することとなりましたが、適切に対応しました。

さらに、金属工芸品や貴金属の品位証明事業の売上也順調に推移しました。

①貨幣事業



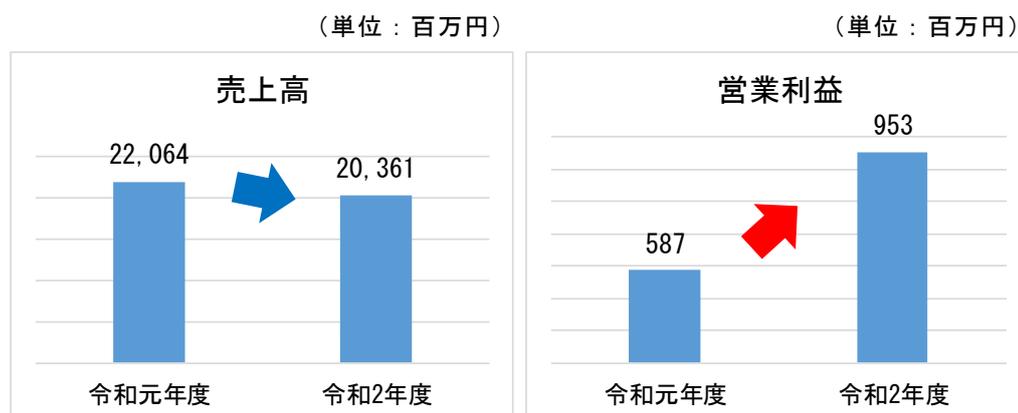
当事業年度は、前事業年度に比べ記念貨幣の製造枚数が減少したことで、売上高が4,775百万円減少しました。営業利益は、費用削減効果により、1,224百万円と前年度に比べ79.2%の増益となりました。

表 貨幣製造枚数

(単位：千枚)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
500円	270,400	418,232	234,000	207,000	162,000
100円	450,000	544,000	537,000	350,000	462,000
50円	60,000	28,000	36,000	82,000	28,000
10円	190,000	125,000	290,000	275,000	298,000
5円	30,000	33,000	12,000	56,000	20,000
1円	550	480	448	1,100	712
記念貨幣	3,690	2	13,445	49,218	35,913
合計	1,004,640	1,148,714	1,122,893	1,020,318	1,006,625

②その他の事業



金属工芸品の販売が好調だったものの、プレミアム貨幣セット（金・銀）のセット数が減少した影響で、前事業年度に比べ売上高が1,703百万円減少しました。営業利益は、費用削減効果や製造量増加に伴い操業度が上がったため、953百万円と前年度に比べ62.4%の増益となりました。

表 貨幣セットの販売状況

(単位：セット)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通常貨幣セット	1,151,033	510,105	327,204	997,036	557,712
プルーフ貨幣セット	179,510	109,826	72,425	132,821	119,947
プレミアム貨幣セット	407,385	18,061	352,976	649,616	471,519
外国貨幣	0	0	0	0	0
合計	1,737,928	637,992	752,605	1,779,473	1,149,178

(注) この他、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣収納ケースをそれぞれ32,659個、16,112個販売しました。

表 勲章等及び金属工芸品の受注・販売状況

(単位：個)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
勲章等	29,434	30,201	29,530	28,589	26,783
金属工芸品	70,666	50,345	49,335	48,952	40,282
合計	100,100	80,546	78,865	77,541	67,065

【参考】翌事業年度の見通し

翌事業年度は、令和3年(2021年)11月に予定される改鑄に的確に対応するとともに、計画的に設備投資を行います。また、郵便制度150周年記念貨幣及び近代通貨制度150周年記念貨幣の販売を予定しております。

15. 内部統制の運用に関する情報

造幣局では、役員（監事を除く。）の職務の遂行が独立行政法人通則法、造幣局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めております。当事業年度における主な項目の実施状況は次のとおりです。

①内部統制の推進に関する事項（業務方法書第20条、第24条）

役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、造幣局法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他造幣局の業務の適正を確保するための体制整備を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしています。

当事業年度は、内部統制委員会を9月及び3月に開催し、品質及び環境マネジメントシステムを活用することにより、事業運営の基本方針、環境目的及び環境目標並びに内部監査計画の改定、製品及び役務の品質の改善、所要の人的物的資源の確保その他の造幣局の事業を適切に運営するために講ずべき局内の諸制度の構築、維持及び運用の改善のための対策について審議・検証しました。

②リスク・コンプライアンスに関する事項（同書第25条）

造幣局は、リスク管理に関する規程等に基づくリスク管理体制を整備するとともに、役職員のコンプライアンスの確保のための各種取組を積極的に実施しています。

当事業年度は、リスク管理及びコンプライアンスの推進に係る重要事項等を審議するリスク・コンプライアンス委員会を2回開催し、平成28年（2016年）6月に発覚した職員による一連の收藏品等の窃盗事件の再発防止策の実施状況及び検証についての報告及び審議を行いました。また、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行うために各種階層別研修において、コンプライアンスに係る研修を実施したほか、コンプライアンスに係る意識調査を行い、リスク・コンプライアンス委員会で当該結果について審議しました。

③監事及び監事監査に関する事項（同書第28条）

監事は、独立行政法人通則法の規定に基づき造幣局の業務及び会計に関する監査を行い、造幣局の業務が法令等に従って適正に実施されているか等についての意見を付した監査報告を作成することとされています。

監査報告については、以下のURLをご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#kanji

④内部監査に関する事項（同書第29条）

造幣局では、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告することになっております。

当事業年度は、収蔵品管理ルールの遵守状況、金・白金製品等の貴重品、換金性のある有価物等に係る管理状況及び法人文書の管理状況を重点項目として、事業運営の継続的改善が適切に行われているのか等、すべての事務事業について監査を実施し、その結果、重点項目については問題のないことが確認されました。また、改善が必要とされたものについては、見直しを行っています。

⑤入札及び契約に関する事項（同書第31条）

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」を設置し、造幣局における調達に、公正性・透明性を確保しつつ合理的なものとなっているか点検を行っています。

当事業年度は、2回の契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の点検、個々の契約案件の事後点検等を行った結果、特段の意見の具申や勧告はありませんでした。この結果については、造幣局ホームページにおいて公表しています。

16. 法人の基本情報

(1) 沿革

明治 2年2月 5日 (旧暦)	太政官中に造幣局設置
明治 2年4月 8日 (旧暦)	会計官に転属
明治 2年7月 8日 (旧暦)	大蔵省設置とともに同省所属となり造幣寮と改称
明治 4年4月 4日	創業式を挙行
明治10年1月11日	造幣局と改称
昭和24年5月31日	大蔵省の外局となり造幣庁と改称
昭和27年7月31日	大蔵省の附属機関となり造幣局と改称
昭和59年7月 1日	大蔵省の特別の機関となる
平成13年1月 6日	財務省の特別の機関となる
平成15年4月 1日	独立行政法人造幣局へ移行

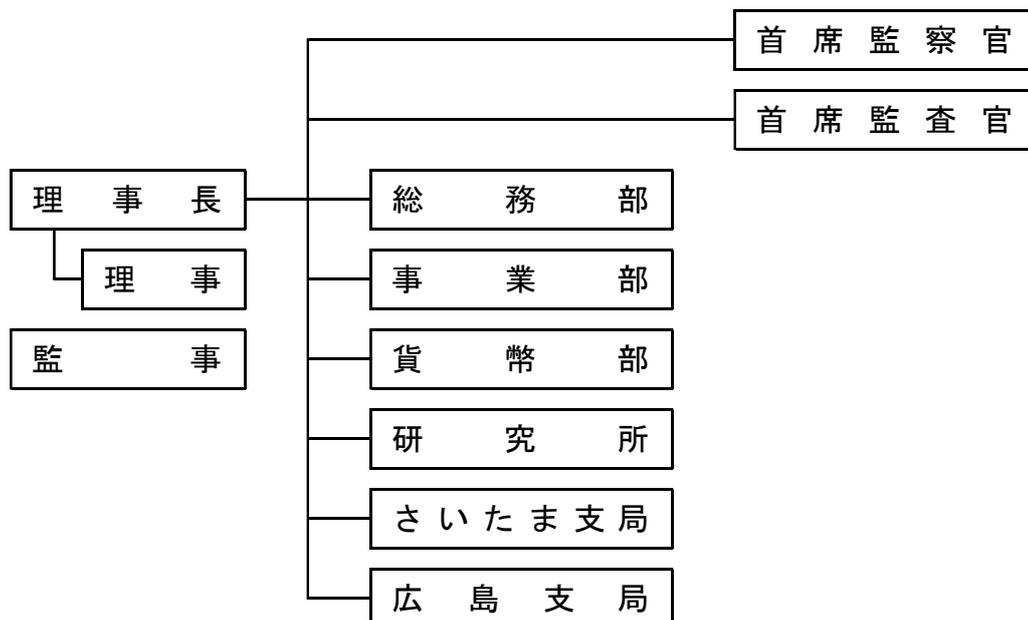
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人造幣局法

(3) 主務大臣

財務大臣 (財務省理財局国庫課)

(4) 組織図



(5) 造幣局の所在地

造幣局の所在地



(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産	116,924	110,884	115,614	118,953	114,935
負債	32,466	29,016	27,939	32,770	26,690
純資産	84,458	81,867	87,676	86,182	88,245
行政コスト	—	—	—	47,679	40,265
売上高	28,470	23,912	43,960	48,902	42,425
営業費用	27,270	23,402	43,398	47,633	40,248
当期総利益	6,132	540	6,849	1,494	2,455
業務活動による キャッシュ・フロー	△ 1,747	△ 2,330	9,836	3,788	900
投資活動による キャッシュ・フロー	1,566	3,163	△ 10,455	△ 3,529	△ 1,861
資金期末残高	1,254	2,087	1,467	1,726	764

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

①予算

(単位：百万円)

区 別	計
収入	
業務収入	25,111
その他の収入	179
計	25,291
支出	
業務支出	20,754
原材料の仕入支出	7,362
人件費支出	8,054
その他の業務支出	4,945
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	393
施設整備費	3,785
不要財産に係る国庫納付金の支払額	6,735
計	31,273

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

②収支計画

(単位：百万円)

区 別	計
収益の部	
売上高	28,908
営業外収益	243
宿舍貸付料等	243
特別利益	-
計	29,151
費用の部	
売上原価	22,970
(貨幣販売国庫納付金)	393
販売費及び一般管理費	5,032
営業外費用	27
固定資産除却損	27
特別損失	-
計	28,029
純利益	1,122
総利益	1,122

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

③資金計画

(単位：百万円)

区 別	計
資金収入	77,809
業務活動による収入	25,236
業務収入	25,039
その他の収入	197
投資活動による収入	51,000
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	1,573
資金支出	77,809
業務活動による支出	27,113
原材料の仕入支出	6,754
人件費支出	8,134
その他の業務支出	5,881
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	6,335
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	10
投資活動による支出	42,526
財務活動による支出	6,735
翌年度への繰越金	1,435

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

詳細については、以下のURLより「令和3年度事業計画」をご覧ください。

https://www.mint.go.jp/about/info/info_nenndo_keikaku.html#jigyo_keikaku

17. 参考情報

(1) 財務諸表の科目の説明

①貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

有価証券：1年以内に満期の到来する地方債等

売掛金：通常の業務取引に基づいて発生した業務上の未収金

棚卸資産：製造済貨幣、製品、商品、原材料、部分品、仕掛品、貯蔵品

有形固定資産：土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェアその他これらに準ずる資産

投資その他の資産：流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産

買掛金：通常の業務取引に基づいて発生した業務上の未払金

国庫納付金未払金：通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第10条に基づく国庫納付金の未払金

前受金：製品等の提供前に受け入れた代金

引当金：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：寄附された資産や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するものや、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び主務大臣が指定した譲渡取引に係る不要財産の国庫納付に要した費用のうち主務大臣が国庫納付額から控除を認める費用等

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における売上原価、販売費及び一般管理費、営業外費用、特別損失

その他行政コスト：政府出資金を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

売上高：製品の販売やサービスの提供などによって得た収益
売上原価：販売した製品の製造やサービスの提供に直接要した費用
販売費及び一般管理費：販売活動において直接要した費用及び事業を運営し管理するために要した費用
営業外収益：本業ではないものの、本業を継続していくための財務的な活動等付随行為から発生する収益
営業外費用：本業ではないものの、本業を継続していくための財務的な活動等付随行為から発生する費用
特別利益：臨時的、偶発的に発生した収益
特別損失：臨時的、偶発的に発生した費用

④純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、業務収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、ホームページやFacebook、パンフレット等で、造幣局の紹介を行っているほか、貨幣や販売に関する情報等を提供しております。

<造幣局ホームページ>



<子ども向け学習ページ>



<造幣局 Facebook>



<造幣局オンラインショップ>



<事業案内パンフレット>



<採用案内パンフレット>

